

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年6月まで
昭和49年1月に会社を退職したため国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳を受け取った記憶がある。
また、申立期間の国民年金保険料は、市役所から送付された納付書により、毎月の月末頃に納付していたと思う。
しかし、申立期間が国民年金の未加入期間とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、昭和47年3月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録により、平成23年7月1日とされ、基礎年金番号による国民年金の加入手続が行われていることが確認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。